

(2) 「適格」または「適格性」を用いている審判例のまとめ

対象となる審判例のうち「適格」または「適格性」という語を用いているものは【3】【8】【9】【16】【20】【23】【27】【30】【35】【37】であった。【3】【23】を除く4、8つの審判例に養親としての適格性を判断する要素を読み取ることができた。「経済状況」が8つ全ての審判例に、「監護養育状況」が7つの審判例に、「夫婦関係」と「職業」が5つの審判例に、「健康状態」が4つの審判例に、「住居・居住環境」が3つの審判例に、「養育方針」が2つの審判例に記述されていた。その他に、「養親となる者の性格」、「学歴」、「家庭像」、「過去の破綻した婚姻への反省」、「家庭裁判調査官の調査において適格性があると認められたこと」、「養親となる者の養育の意向」に関する記述もみられた。これらが適格性の要件として考慮されていると考えられる。

(3) 養親となる者と養子となる者の年齢差

特別養子縁組の養親となるための要件として、養親の年齢について言及されることがある。例えば、愛知県では原則的に40歳以下であること、一般社団法人ベアホープでは原則45歳以下であることを要件としている。このように組織によって、特別養子縁組の養親の要件としての「年齢」が異なるのが現状のようである。本研究の対象41審判例では、養親と養子となる者の年齢差はどのように扱われているのか、以下に記す。

養親と養子との年齢差が、特別養子縁組申立の認容/却下の判断において考慮されているのは【7】「申立人マルタンは、本年42歳であって陽佑（当1歳）より15歳以上の年長者であり、…」という記述が唯一である。しかし、この記述はフランス民法第344条第1項に示す養親子の年齢差要件について判断しているのであって、日本国民法に基づく判断ではない。

養親と養子の年齢差について記述している審判例のうち、両者の年齢差が最大なのは却下事案である【28】の47歳差であり、認容事案では【7】【20】の41歳差である。却下事案である【28】においては「実父母は…未成年者との親子関係（ひいては兄弟関係など）を法律上切断しなければならない事情は何ら存在しない」という実父母との親子関係を切断する必要がないという理由によって申立が却下されたのであって、47歳という年齢差が却下の直接的な理由ではない。

分析対象とした41審判例からは、「養親となる者と養子となる者との年齢差」については、特別養子縁組をする養親としての適格性を判断する要件としてわが国では扱われていないと考えられる。

4 【3】には養親としての適格性があるとの児童相談所の判断が、【23】には養親としての適格性に問題はないということが、それぞれ認定事実として記載され、その根拠となる部分が具体的に記されていないため分析対象から除外した。

5.まとめ-特別養子縁組の養親となる者の適格要件について

養親となる者の適格性の要件として、「経済状況」「監護養育状況」「夫婦関係」「職業」「健康状態」「住居・居住環境」「養育方針」が複数の対象審判例において記述されている。そのため、これらが養親の適格性を判断するときに重要であることは明らかである。しかし、その他にも「学歴」「性格」等の記述があり、複合的な事実を考慮して適格性の判断がなされていることがわかる。

【9】では、養親夫婦がともに離婚経験者であることから「過去の破綻した婚姻への反省」の記載があった。このように、養親や養子の持つ性質によってその要件が変化していくことも伺える。養親としての適格性は、事案ごとに柔軟に判断する必要性がある。しかし、「経済状況」や「年齢」など客観的尺度で測れるものに関しては、その要件について一定程度基準を設けることは可能であるよう思う。

【37】では、特別養子縁組の養親となる者の適格性の判断において、養子となる者との「血縁上の親子関係」は考慮されていなかった。生殖補助医療により生まれた養子との特別養子縁組では、対象審判例中2審判例から、養親となる者適格性の判断において、血縁上の親子関係の有無が考慮されていないことが明らかとなった。いわゆる代理出産と特別養子縁組について、最高裁判所決定の補足意見⁵において、事案によっては、法的に親子関係を成立させるため、現行法において特別養子縁組を成立させる余地がある旨が指摘されている。生殖補助医療により生まれた血縁上の親子が、特別養子縁組により法律上の親子となっている例は実際には相当数あることが想像される。出生した子の福祉のために、生殖補助医療と特別養子縁組の関係をどのように規定するか、今後検討すべき課題であろう。

改正児童福祉法により「養子縁組里親」が法定化され、研修の義務化、欠格要件の設定がなされる。特別養子縁組の養親となる者の適格性の判断に「欠格要件」や「研修」の存在は影響を与えるだろう。それらが今後の審判にどのような影響を与えるのか注目していく必要がある。

【引用文献】

土屋文昭（1987）「養子法の改正について」『判例タイムズ』648,4-26.

表 特別養子審判例一覧

平成27年12月

5 最高裁判所第二小法廷平成19年3月23日決定、平成18年（許）第47号、最高裁判所民事判例集61巻第2号619頁参照

[略語] Y1 : 実父・Y2 : 実母・X1 : 養父となる者・X2 : 養母となる者 A : 養子となる者

番号	裁判所	年月日 参照条文	掲載誌	結果
【1】	横浜家審	昭 63・3・11 民 817 条の 5-8 家審 9 条① 甲 8 号の 2 (以下本条略)	家月 40・7・181	認容 (確定)
【2】	広島家審	昭 63・3・12 817 条の 5	家月 40・7・192	却下 (確定)
【3】	札幌家審	昭 63・3・18 817 条の 6~8	家月 40・7・185	認容 (確定)
【4】	奈良家宇陀支審	昭 63・3・25 817 条の 7	家月 40・7・188	却下 (確定)
【5】	横浜家審	昭 63・4・15 817 条の 2・5・7 (・8?)	家月 40・8・92	認容 (確定)
【6】	名古屋家審	昭 63・4・15	家月 40・8・97	却下 (確定)
【7】	京都家審	昭 63・6・9 法例 19 条① 仏民 343 条など, 日民 817 条の 2~4, 6~8	家月 40・12・39	認容 (確定)
【8】	京都家審	昭 63・6・28 法例 19 条① 英國養子法 12 条など, 日民 817 条の 2~8	家月 40・12・44	認容 (確定)
【9】	東京家八王子支審	昭 63・8・12 817 条の 2~7	家月 41・3・177	認容 (確定)
【10】	大阪高決 (原審) 大阪家審 昭 63・ 6・17 [却下] (家月 169 頁以下に所収)	昭 63・10・27 817 条の 2, 6 (判タ) 817 条の 6 本 但, 817 条の 7	家月 41・3・164 判タ 684・224	棄却 (確定) - 原審維持
【11】	大阪高決 (原審) 大阪家審 昭 63・ 9・19 [却下] (家月 173 頁所収)	昭 63・11・10 817 条の 2, 7 [817 条の 6]	家月 41・3・172	棄却 (確定) - 原審維持
【12】	大阪高決 (原審) 大阪家審 昭 63・ 9・29 [却下] (家月 176 頁に所収)	昭 63・11・18 817 条の 2, 7	家月 41・3・174	棄却 (確定) - 原審維持
【13】	名古屋高決 (原審) 名古屋家審 昭 63・9・1 [却下] (家月 124 頁に所収)	昭 63・12・9 817 条の 2, 7	家月 41・1・121 戸籍 584・49	棄却 (確定) - 原審維持
【14】	高松高決 (原審) 松山家今治支審 昭 63・11・28 [却下]	平元・2・20 817 条の 7	判タ 699・235	棄却 (確定) - 原審維持
【15】	名古屋高決 (原審) 名古屋家岡崎支 審 昭 63・9・2 [却下] (家 月 116 頁に所収)	平元・3・23 817 条の 2, 7	家月 41・12・112	棄却 (確定) - 原審維持
【16】	東京高決 (原審) 東京家審 昭 63・ 11・8 [A1・A2 共に認 容] (家月 114 頁所収)	平元・3・27 817 条の 6	家月 41・9・110	原審判取消・差戻し
【17】	仙台高秋田支決 (原審) 青森家五所川原 支審 平元・2・15 [却 下] (家月 98 頁に所収)	平元・5・24 817 条の 2, 7	家月 41・11・86	原審判取消・差戻し
【18】	名古屋家審	平元・8・23 817 条の 7	家月 42・5・92	却下 (確定)
【19】	名古屋高決 (原審) 岐阜家大垣支審	平元・10・27 817 条の 2	家月 42・2・181	原審取消・認容 (確定)

	昭 63・10・6[却下]			
【20】	東京家審	平元・10・24 法例(旧)19条①,民 817 条 の 2,英 76 養子法,イリノイ 州養子法など	家月 42・7・47	認容 (確定)
【21】	山口家徳山支審	平元・10・26 法例・日民-同上,イリノイ 州養子縁組及び廃止法律 の指定に関する法律	家月 42・7・47(52)	認容 (確定)
【22】	徳島家審	平元・11・17 817 条の 7	家月 42・5・92	却下 (確定)
【23】	東京高決 (原審)静岡家審平元・ 11・6[認容](家月 51 頁)	平 2・1・30 817 条の 6	家月 42・6・47	原審判取消・差戻し
【24】	東京家八王子支審	平 2・2・28 817 条の 7	家月 42・8・77	却下(確定)
【25】	大阪高決 (原審)大阪家審平 2・ 1・31[却下]	平 2・4・9 817 条の 7	家月 42・10・57	棄却 (確定) - 原審維持
【26】	宮崎家審	平 2・11・30 817 条の 2,7	家月 43・10・35	認容 (確定)
【27】	福岡高決 (原審)福岡家小倉支審 平 3・7・2[認容]	平 3・12・27 817 条の 6	家月 45・6・52 判タ 786・253	抗告棄却 (確定)
【28】	那覇家審	平 4・9・7 817 条の 7	家月 45・9・55	却下 (確定)
【29】	福島家会津若松支審	平 4・9・14 817 条の 6,家審規 64 条の 4,法例 20 条,韓民 870 条	家月 45・10・71	認容 (確定)
【30】	高松家審	平 6・1・13 法例 20 条① 817 条の 2	家月 47・12・47	認容 (確定)
【31】	東京家審	平 8・1・26 817 条の 2,法例 20 条①,22 条 ; 中国養子縁組法 22 条	家月 48・7・72	認容 (確定)
【32】	東京高決 (原審)千葉家松戸支審 平 8・3・5[却下](家月 85 頁以下に所収)	平 8・11・20 817 条の 2,7	家月 49・5・78	原審判取消・認容 (確 定)
【33】	千葉家審	平 11・4・14 法例 20 条① 817 条の 2,7 大韓民国民法 869,870	家月 51・11・102	却下 (確定)
【34】	東京高決 (原審)長野家松本支審 平 14・9・27[認容](家 月 116 頁所収)	平 14・12・16 817 条の 6 ただし書 817 条の 7	家月 55・6・112	原審判取消・差戻し
【35】	名古屋高決 (原審)名古屋家審平 15・7・4[却下](151 頁 所収)	平 15・11・14 817 条の 2,7	家月 56・5・143	原審判取消・認容 (確 定)
【36】	青森家十和田支審	平 20・3・28 通則法 31 条,38 条,41 条 民 817 条の 2	家月 60・12・63	認容 (確定)
【37】	神戸家姫路支審	平 20・12・26 817 条の 2,7	家月 61・10・72	認容 (確定)
【38】	青森家五所川原審	平 21・5・21 817 条の 2,6	家月 62・2・137	認容 (確定)
【39】	福岡高決 (原審)長崎家諫早出 審平 23・2・24[却下]	平 24・2・23 817 条の 2,5	家月 64・9・48	原審判取消・認容 (確 定)
【40】	神戸家審	平 24・3・2	家月	認容 (確定)

		817条の2,6,7	65・6・112	
【41】	東京高決 (原審) 長野家佐久支 審平 25・3・18[却下]	平 25・5・27 民 817条の6,7 児福法 27条,28条	判タ 1392・222	抗告棄却(確定)-原審 維持

研究全体のまとめ

研究全体のまとめ

「養子縁組里親」を対象とする研修について考察する際に考慮すべき事項について

研究代表者 新保幸男

【1】研究目的

養子縁組によって養親となることを希望する者（「研修修了」かつ「名簿登録」などという厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る）のことを「養子縁組里親」として児童福祉法に位置づけるという規定（【第六条の四】第一号）などが盛り込まれた児童福祉法改正案が今国会に提案されている。その「養子縁組里親」（候補者を含む）に対する「研修」及び関連業務のあり方について検討することが本研究全体の目的である。本報告では、①その「研修」の意義について探ること、②その「研修」を受けることになる「養子縁組里親」（候補者を含む）の「自己」の変化について探ることを目的とする。

【2】「養子縁組里親」（候補者を含む）に対する研修の意義は何か

（1）養子縁組里親を経由して養親となる者にとって

「養子縁組里親」になるための準備（「心の安定を確保する」「情報を得る」「基礎知識を獲得する」「自信を得る」など）をすることができる。

（2）委託児童を経由して養子となる児童にとって

安心して「委託児童」や養子になれる。「養子縁組里親」に委託されるか否かについて児童自身は自らの里親や養親を選択する機会がないことが一般的なので、「一定以上の資質や条件や知識を有する人」に養育される必要がある。

（3）実親にとって

我が子（実子）を養育してもらう人（「一定以上の資質や条件や知識を有する人」）のイメージができることで、「養子縁組里親」という選択肢を選ぶことに対する安心感を得ることができる。そのことで、「中絶をするか否か」「自らの手で育てるか否か」「入所型施設に委託するか否か」「養育里親に委託するか否か」「養子縁組里親に委託するか否か」などの自己決定をしやすくなる。

（4）児童相談所にとって

「養子縁組里親」として適切な人を選定すると共に、個別具体的な児童の「里親」を見つけやすくなる。「養子縁組里親候補者」への研修を提供することで、個別具体的な「養子縁組里親候補者」が研修に参加している状況を観察することができる。研修に参加している状況を確認することで、「養子縁組里親」として適切な人を選定すると共に、個別具体的な児童の「里親」を見つけやすくなる。それらを含む「養子縁組里親」に対する業務内容を従前より明確にすることができる。

（5）国にとって

「養子縁組里親」という制度に対する（上記の）関係者や国民の信頼を得ることで制度を安定的に機能させることができる。児童相談所を設置する自治体に対して、「養子縁組里親」へ委託措置する際に基準を示すことができる。また、それらによって「養子縁組里親」制度を普及しやすくなる。そのことで、「家庭的な」社会的養護を推進することができる。

（6）家庭裁判所にとって

「養子縁組里親」を経由して「特別養子縁組」の「養親」になることを希望する者について、「一定以上の資質や条件や知識を有する人」であることを判断しやすくなる。

【3】「研修」と「（養親候補者の）自己」の変化との関係について

人は今の「自己」で今の「課題」について考察し「判断」（自己決定）を行う。研修の成果は、人の自己決定にそれぞれの時期でどのような影響を与えるようになるのだろうか。

（1）・・・自己（A）→「不妊治療などを受けている」→自己（B）→「養子縁組里親制度の利用について考え始める」→自己（B）→「児童相談所・あっせ

ん団体に意思表示する」→自己（C）→「研修を受ける」→自己（D）→「養子縁組里親として認定される」→自己（E）→「養子縁組里親としてある児童を委託される」→自己（F）→「特別養子縁組制度を活用してこの子の養親となることを強く希望する」→自己（G）→「当該特別養子縁組が認容される」→自己（H）→「特別養子縁組をした親子としての生活がスタートする」→自己（I）→「養子が成人する」→自己（J）・・・

（2）養親になることを希望する人の「自己」の一連の変化の過程で、「研修」はどのような影響をどの時期に「自己」に与えるのであろうか。

（3）「レディーメイド型研修」と「オーダーメイド型研修」

一人一人の「養子縁組里親候補者」に対する研修をそれぞれの人に最も適合した内容で実施することが望ましい。したがって、本来は、「オーダーメイド型研修」を基盤とすべきと考えられる。その上で、他の「養子縁組里親候補者」との関係を考慮しつつ、一定の範囲で「レディーメード型研修」と共に受ける機会を提供することは有効であると思われる。

現実的には、「レディーメイド型研修」を研修として実施しつつ、里親担当児童福祉司などとの個別面談の機会に「オーダーメイド型研修」で行うべき内容を提供することがをを実施する

（4）「考えるための素材」と「考える方法」の両方を提供する必要がある。

「養子縁組里親」制度を活用した日常的な「委託児童と里親」との関係は日々変化し種々のバリエーションがあるので、「こうすべき」という結論のみを伝授するのではなく、具体的な場面で、その時の「自己」で判断できるような「考えるための素材」を提供したり、「考える方法」を身につけるための機会を提供する必要がある。

【4】子、実親、養親をはじめとする関係者の「自己」の成長・変化について

特別養子縁組が成立するためには、家庭裁判所の審判が必要となるが、その前提として、児童福祉分野の実践を通じて、①「実母」、②「実父」、③「養母」、④「養父」、⑤「子本人」の自己という5人が特別養子縁組の成立に直接かかわる存在として登場てくる。

それぞれの登場人物は、それぞれの想いをもって、特別養子縁組成立過程に参

加する。①「実母」②「実父」は自らの血を分けた子であるけれど、自らの手では育て上げることができないという想いと自らの手で育てたいという想いの両方が内在することが多い。③「養母」④「養父」は不妊治療などを受けたけれど自らの血をつなぐ子を授かることができなかつたという想いと他人の血を引き継ぐ子を育てることができるのかという不安の双方を持つことが多い。⑤「子本人」は胎児や新生児のこともある。このため、通常は何ら意思表明をすることができないが、特別養子縁組について考える際には、⑤「子本人」の自己（その瞬間から完成した自己にいたるまでの変化をいしきしたもの）を強く意識したうえで、具体的な特別養子縁組を考える必要がある。

それぞれの自己は、子を育てられない苦悩、子を授からないという苦悩、自分の親はだれになるのだろうという苦悩の中にいる。この苦悩と向き合うそれぞれの自己は苦悩する。と同時に、最終段階ではそれぞれの自己は、苦悩の中で、孤独な状態で自分の意思を決定することをしなければならない。複数の自己の相互関係を考えること。とても難易度が高い課題である。

我々が取り組んだ今回の研究成果は、人間の根幹に係わる難易度の高い課題の入り口に立ったという状況なのだろうと考える。しかしながら、児童の最善の利益という視点から、我々はこの課題に取り組み続ける必要がある。その長い道のりを我々の仲間が歩み続けることができるよう願っている。

研究にご協力いただいた方々のご尽力に感謝しつつ

「里親認定に係る研修に関する研究」(H27・特別・指定-037)

研究代表者 新保幸男（神奈川県立保健福祉大学）

